省　令

○総務省令第五十一号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二日

総務大臣　松本　剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　電気通信事業	第二章　［同上］
［第一節～第四節　略］	［第一節～第四節　同上］
第五節　基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の三―第四十条の八の五）	第五節　基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の三―第四十条の八）
第六節　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の六―第四十条の八の十五）	第六節　認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（第四十条の八の二―第四十条の八の十一）
［第三章～第五章　略］	［第三章～第五章　同上］
附則	附則
（電気通信事業の届出）	（電気通信事業の届出）
第九条　［略］	**第九条**　［同上］
［2～6　略］	［2～6　同上］
7　法第十六条第四項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。	［新設］
一　業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの	
イ　提供区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加を伴うものを除く。）及び減少	
ロ　既に国際電気通信役務に係る取扱対地の国又はこれに準ずる地域について法第十六条第一項の届出（同条第四項の届出をした場合は、当該届出。次号イにおいて単に「届出」という。）をした場合における取扱対地の国又はこれに準ずる地域の変更	
ハ　法第百十七条第一項の認定を受け、特定移動通信役務を提供し、又は基礎的電気通信役務若しくは指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定めるときにおける業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの	
(1)　業務区域の増加にあつては、次に掲げるもの	
(イ)　利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加（次号イに該当するものを除く。）を伴うものを除く。）	
(ロ)　他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加	
(2)　業務区域の減少	